

議案第100号

つくば市議会政務調査費の交付に関する条例及びつくば市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月14日

つくば市長 市原健一

つくば市議会政務調査費の交付に関する条例及びつくば市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

(つくば市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年つくば市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「調査研究」の次に「その他の活動（以下「政務活動」という。）」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第4条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条の見出しを「(経費の範囲)」に改め、同条第1項を次のように改める。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

第5条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査研究」を「政務活動」に改める。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項から第3項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出しを「(政務活動費の返還)」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査研究」を「政務活動」に改める。

第9条第2項及び第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第5条関係)

項目	内容
研究研修費	(1) 会派が研究会又は研修会を開催するために要する経費 (2) 会派に所属する議員が他の団体等の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	(1) 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告会を開催するための経費 (2) 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての広報誌を作成するために要する経費
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及

び管理に要する経費

(つくば市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 つくば市特別職報酬等審議会条例（昭和62年つくば市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のつくば市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前のつくば市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

つくば市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年つくば市条例第17号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>○つくば市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、つくば市議会の議員の調査研究<u>その他の活動（以下「政務活動」という。）</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、<u>政務活動費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、つくば市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>（交付額及び交付方法）</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務活動費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を半期（4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。）ごとに交付する。</p> <p>2 <u>政務活動費</u>は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）から<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会</p>	<p>○つくば市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、つくば市議会の議員の調査研究_____に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、<u>政務調査費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付の対象）</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、つくば市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>（交付額及び交付方法）</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務調査費</u>は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額3万円を乗じて得た額を半期（4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。）ごとに交付する。</p> <p>2 <u>政務調査費</u>は、各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。ただし、半期の途中において議員の任期が満了するときは、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会</p>

があったときは、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

- 5 政務活動費は、交付月の25日に交付する。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額に満たないときは、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該会派に対し、当該不足額を追加して交付する。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を超えるときは、会派は、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該超過額を返還しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

- 2 政務活動費は、市政に関する政務活動に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければな

があったときは、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があったときは、当月分の政務調査費は交付しない。

- 5 政務調査費は、交付月の25日に交付する。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務調査費の交付を受けた会派が半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額に満たないときは、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該会派に対し、当該不足額を追加して交付する。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を超えるときは、会派は、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、当該超過額を返還しなければならない。

- 3 政務調査費の交付を受けた会派が半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとする。

- 2 政務調査費は、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければな

らない。

2 収支報告書は、前年度に交付を受けた政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散の日の翌日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 (略)

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の政務活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存)

第9条 (略)

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

らない。

2 収支報告書は、前年度に交付を受けた政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散の日の翌日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

4 (略)

(政務調査費の返還)

第8条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存)

第9条 (略)

2 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	(1) 会派が研究会又は研修会を開催するために要する経費 (2) 会派に所属する議員が他の団体等の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	(1) 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告会を開催するための経費 (2) 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての広報誌を作成するために要する経費
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(以下略)

(以下略)

つくば市特別職報酬等審議会条例（昭和62年つくば市条例第17号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○つくば市特別職報酬等審議会条例 （設置）</p> <p>第1条 議員報酬及び<u>政務活動費</u>の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議するため、市長の附属機関として、つくば市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（諮問）</p> <p>第2条 市長は、議員報酬若しくは<u>政務活動費</u>の額又は市長若しくは副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬、<u>政務活動費</u>又は給料の額について審議会に諮問するものとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>○つくば市特別職報酬等審議会条例 （設置）</p> <p>第1条 議員報酬及び<u>政務調査費</u>の額並びに市長及び副市長の給料の額について審議するため、市長の附属機関として、つくば市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（諮問）</p> <p>第2条 市長は、議員報酬若しくは<u>政務調査費</u>の額又は市長若しくは副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬、<u>政務調査費</u>又は給料の額について審議会に諮問するものとする。</p> <p>（以下略）</p>